

＼市内で新しく事業を始めたい方、事業拡大を図りたい方へ／

夕張市 創業等支援事業補助金を 活用しませんか？

市内で新規創業を行う方や、市内事業者で事業拡大を行う方へ初期投資等の費用の一部を補助します。



申請受付期間

申請書を市HPからダウンロードし、提出してください。

令和7年

令和7年

4月14日（月）～ 5月30日（金）

必着

補助対象者

以下のいずれかに当てはまる方が対象です。

- ・市内で新たに事業を始める方
 - ・事業開始または法人設立から1年未満の方
 - ・すでに市内で事業を営んでおり、今後事業を拡大したい方
- ※令和4～6年度で本補助金の交付決定を受けた方は対象外です。

補助対象経費

交付決定前に着手したものについては、原則対象となりません
詳細は、交付要綱をご覧ください。

- ・土地、建物または備品の購入費
- ・事務所の賃借料（敷金、礼金、保証金などは除く。）
- ・事務所の増改築や改修に要する経費
- ・広告宣伝費 など



補助対象者の決定方法など

以下の評価基準を基に書類審査を行い、補助対象者および補助額を決定します。

評価 基準

- 1 事業計画の妥当性（実現性、継続性）
- 2 事業の発展性（新規性、先進性）
- 3 産業振興への効果
- 4 雇用の増加

※ 採択された事業者の方は、交付決定後より補助事業を開始することが可能となります。
なお、交付決定までの期間は、申請受付終了日から約1か月となります。

お問い合わせ先・申請書送付先

夕張市地域振興課 商工観光係

〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地（4 階㊟窓口）TEL：0123-52-3128 FAX：

0123-52-1054 MAIL：ybrsyo@city.yubari.lg.jp